

川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱

28川ここ家第1282号

平成29年2月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付けることにより、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、「川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」（平成29年2月1日付け28川ここ家第1281号市長決裁。以下「実施要綱」という。）に定める川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業とする。

2 補助金の使途は、補助事業に要する貸付金及び貸付事務費とする。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(補助金の対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、別表に定める経費とする。

(交付の申請)

第5条 市社協が、補助金の交付を受けようとする場合は、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に申請年度の川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業計画書（第3号様式。以下「事業計画書」という。）、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市社協は、第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けた後の事情により、補助金の交付額に変更が生じる場合には、あらかじめ市と協議した上で、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付変更申請書（第2号様式）に必要書類を添付して、市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 市社協が補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 市社協が補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 市社協が補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日までは、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 市社協が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 市社協は、毎年度、消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(川崎市高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金)(第12号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。
- (7) 市社協から前号の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 市社協は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (9) 市社協は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (10) 市社協は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、補助事業完了後5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (11) その他市長が必要と認める条件

(交付決定の通知等)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及び前条各号の条件を川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金決定通知書(第4号様式)により市社協に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を不適当と認めたときは、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金結果通知書（第5号様式）により市社協に通知するものとする。

（補助金の概算払い）

第9条 市長は、補助金の交付において、必要があると認める場合には、概算払いによることができる。

（申請の取下げ）

第10条 市社協は、第8条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知の日から起算し2週間以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（事業計画書の承認）

第11条 市社協は、補助事業の開始後、補助事業が完了するまでは、毎年度、当該年度の事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、当該年度の前年度の末日までに市長に提出し、その承認を得なければならない。

（実績報告）

第12条 市社協は、補助事業が完了するまでは、毎年度、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金実績報告書（第6号様式）に、当該年度の川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実績報告書（第7号様式）、収支計算書その他市長が必要と認める書類を添付して、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は毎年度3月31日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、貸付状況等の適否について審査し、報告を受けた年度において補助金の交付を行っている場合は、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金額確定通知書（第8号様式）により市社協に通知するものとする。

- 2 市長は、報告を受けた年度において補助金の交付を行っていない場合は、貸付状況等の審査を行い、適当と認めたときは、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実績承認通知書（第9号様式）により、市社協に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の場合において、改善すべき不適当な事項を認めたときは、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業是正勧告書（第10号様式）により、期日を指定し、市社協に改善を通知するものとする。
- 4 市社協は、前項の通知を受けたときは、それぞれ所定の期日までに改善の上、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業改善報告書（第11号様式）により、遅滞なく市長に報

告するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、市社協が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

（会計経理）

第15条 市社協は、補助事業に関する会計処理に当たっては、特別会計を設置し、社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）に基づき、サービス区分（社会福祉法人がその行う事業の内容に応じて設ける区分をいう。）において補助事業を明確に区分しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 市長は、第14条の規定に基づき、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の条件を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、第13条第1項の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を市社協会長に命ずるものとする。

3 市社協は、補助事業に係る資金の貸付を実施している間、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度に発生した実施要綱第13条及び第19条第3項に規定する返還された資金（以下「返還金」という。）は、前条に規定する特別会計に繰り入れるものとする。

4 市長は、第13条第3項の規定に基づき、市社協に是正の勧告を行った場合において、指定期日までに是正されない場合、又は、指定期日前であっても当該是正すべき事項を原因として重大な事故等が発生した場合は、事案の内容に応じ、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

5 補助事業に係る資金の貸付けを終了した場合は、その時点において市社協が保有する実施要綱第20条第1項に規定する補助金の残額及び当該資金の貸付けを終了した年度以降毎年度、返還金に相当する金額を、本市に返還するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、こども未来局長と市社協会長がその都度協議して決定するものとする。

この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年１２月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１２月２０日から施行する。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	1 入学準備金 1人当たり 500,000 円以内 2 就職準備金 1人当たり 200,000 円以内 3 貸付事務費 7,200,000 円以内 ※但し、事業の実施上、貸付事務費の不足が見込まれるときは、市長と協議の上、貸付金の一部を事務費に充てることができる。 ※貸付金のうち、貸付事務費に充てることができる額は、毎年度、7,200,000円を上限とする。	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)	1 住宅支援資金 1人当たり月額 40,000円以内 2 貸付事務費 7,200,000 円以内	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者名

年度川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付申請書

川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱に基づき、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付けることにより、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請額 金 _____ 円

内訳

(1) 訓練促進資金貸付 金 _____ 円

(2) 住宅支援資金貸付 金 _____ 円

2 添付書類

(1) 川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業計画書 (第3号様式)

(2) 川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金収支予算書

(3) その他参考となる資料

第2号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者名

年度川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付変更申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定通知のあった川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金額について、次のとおり変更が生じたので、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により申請します。

1 変更内容

2 変更後申請額 金 _____ 円

内訳

(1) 訓練促進資金貸付 金 _____ 円

(2) 住宅支援資金貸付 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業計画書（第3号様式）
- (2) 川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金収支予算書
- (3) その他参考となる資料

第3号様式(第5条及び第11条関係)

川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業計画書

1 訓練促進資金貸付

	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
①補助金								
②前年度繰越額								
③計(①+②)								
④貸付見込額								
(内訳)	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
入学準備金								
就職準備金								
⑤事務費見込額								
⑥返還見込額								
⑦事業必要額計(④+⑤-⑥)								
⑧翌年度繰越見込額(③-⑦)								

2 住宅支援資金貸付

[illegible]

第4号様式

川崎市指令 第 号

申請者住所

申請者名

年度川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金について、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり交付決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長名

1 補助金の額

金 _____ 円

内訳

(1) 訓練促進資金貸付 金 _____ 円

(2) 住宅支援資金貸付 金 _____ 円

2 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は、交付要綱第2条に規定する事業とする。

3 補助金交付の条件

交付要綱第7条に規定する条件を付して交付する。

4 申請の取下げ

この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知の日から起算し2週間以内に申請の取下げをすることができる。

第 5 号様式

川 第 号
年 月 日

(宛先)

様

川崎市長名

年度川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金結果通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金について、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき調査を行った結果、補助金対象事業の認定には至りませんでしたので、通知します。

第 6 号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者名

年度川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金実績報告書

川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実績報告書 (第 7 号様式)
- (2) 川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業貸付資金補助金収支計算書
- (3) その他参考となる資料

第7号様式(第12条関係)

川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実績報告書

1 訓練促進資金貸付

	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
①補助金								
②前年度繰越額								
③計(①+②)								
④貸付額								
(内訳)	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
入学準備金								
就職準備金								
⑤事務費額								
⑥返還額								
⑦事業額 計(④+⑤-⑥)								
⑧翌年度繰越額								
⑨精算額(③-⑦-⑧)	0							

2 住宅支援資金貸付

[illegible]

第 8 号様式

川崎市指令 第 号

申請者住所

申請者名

年度川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金額確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のあった川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金について、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長名

補助金の額

金 _____ 円

内訳

(1) 訓練促進資金貸付 金 _____ 円

(2) 住宅支援資金貸付 金 _____ 円

第 9 号様式

川 第 号
年 月 日

(宛先)

様

川崎市長名

年度川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実績承認通知書

年 月 日付けで提出のあった川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実績報告書について、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき審査を行った結果、適正であると認めましたので通知します。

第 10 号様式

川 第 号
年 月 日

(宛先)

様

川崎市長名

年度川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業改善勧告書

年 月 日付で提出のあった川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実績報告書について、川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき審査した結果、次のとおり、改善すべき不適正な事項を認めました。

については、それぞれ指定期日までに改善の措置を行った上、遅滞なく報告するよう勧告します。

なお、指定期日までに改善されない場合、又は、指定期日前であっても当該改善すべき事項を原因として重大な事故等が発生した場合は、事案の内容に応じ、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させる場合があります。

1 改善すべき事項

2 改善期限

第 1 1 号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

報告者住所

報告者名

年度川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業改善報告書

年 月 日付第 号により、改善の勧告を受けた事項について、次のとおり改善の措置を行いましたので、関係書類を添えて報告します。

- 1 改善すべき事項
- 2 改善措置の内容
- 3 改善完了年月日

第 1 2 号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（川崎市高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金）

年 月 日川崎市指令川ここ家第 号で交付決定を受けた川崎市高等職業訓練促進資金貸付事業補助金に係る消費税及び地方消費税等仕入控除額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額（総額） 金 円

2 消費税の申告の有無 ☐有 ☐無

（2で「無」の場合は以下不要）

3 仕入控除額の計算方法 ☐一般課税 ☐簡易課税

（3で「簡易課税」選択の場合は以下不要）

4 消費税法別表第3に掲げる法人又は人格のない社団等の場合の特定収入割合
※財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人 等
☐5%以下 ☐5%超

5 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除額 金 円

6 消費税の申告により確定した消費税仕入控除額 金 円

7 添付書類

- (1) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- (3) 補助金に係る仕入控除額の積算計算表
- (4) 特定収入割合を確認できる資料

(注1) 7の(3)は、消費税申告「有」、仕入れ控除税額の計算方法「一般課税」、特定収入割合「5%以下」の場合に添付してください。

(注2) 7の(4)は、特定収入割合「5%超」の場合に添付してください。

(注3) 消費税仕入れ控除税額がない場合であっても、この報告書を提出してください。